

野口レポート

NO. 230

平成27年11月1日

発行:有限会社アルファ野口 〒211-0012

川崎市中原区中丸子 538 ムルベ・ユマルダ 1F

TEL 044-422-1337 FAX 044-455-0208

文責:野口 賢次

借金や連帯保証も相続財産です

不動産や預貯金などは「正の財産」です。借金や保証債務は「負の財産」です。当然に負の財産も相続財産になります。だが、「負の相続」を理解した上で、借金や連帯保証をする人はいません。

借金の遺産分割は銀行に対抗できません。相続人全員が法定相続分の割合で相続します。相続対策で親が借金でマンションを建てました。5年後に亡くなり3億円の残債があります。相続人は3人です。遺産分割で長男がマンションと借金を相続しました。

もし長男が返済不能になったら、銀行は相続人全員に対し法定相続分での返済を求めてきます。ただし、長男が1人で借金を相続することを銀行が同意してくれたなら、他の相続人はこの借金から離脱（免責的債務引き受け）することができます。

だが、銀行が同意してくれるとは限りません。また、状況によっては相続人全員が連帯し3億円を引き受ける（重畳“ちょうじょう”的債務引き受け）を求められることもあります。

怖いのは保証債務です。保証人の地位も法定相続分で相続します。親が3,000万円の連帯保証をしています。相続人は子が3人、親が亡くなった瞬間に1人1,000万円の連帯保証人です。この保証債務は、主たる債務者が破綻し初めて出てくる時限爆弾です。

中小零細企業を営んでいたAさんが亡くなりました。Aさんは現在の会社を一代で築きました。長男は経営能力に乏しく、会社はAさんで成り立っていました。

相続人は長女と長男と二女の3人です。長男が自社株など会社の資産を全て相続し経営を引き継ぎました。姉妹は長男に譲り、遺産分割で100万円の代償金（判子代）を受け取りました。

会社の借金は個人のものではありません。よって姉妹には及びません。しかし、ほとんどの中小零細企業の社長は、会社の借金に対し「個人保証」をしています。この連帯保証は個人のもので、相続人全員が法定相続分で相続してしまいます。

①会社の借金を社長（親）が個人保証している。②会社の経営は親の力で成り立っていた。③後継者の長男は経営能力に乏しい。

相続を主導した会計事務所がこれらを見きわめ、姉妹には家庭裁判所で相続放棄をしてもらい、100万円は遺産分割をしないで、贈与で渡すとの発想があったなら問題は起きなかったと思います。

その後、会社は破綻し経営に無関係な姉妹に、銀行は巨額の保証債務を請求してきました。100万円を相続してしまった2人は相続放棄はできません。今まで幸せだった二つの家庭が揺らぎます。

先代社長（故人）の個人保証は相続人全員に及びます。「経営にタッチしない相続人は保証を引き継がない」との交渉も現実には難しいでしょう。これらを踏まえ後継者選びは私情に流されず、適性を冷静に見定め、経営能力のある人物を選ぶことが大切です。